

役員研修会 平成29年2月4日(土)～みちのおホール～

テーマⅠ 講演「総合支援法3年後の見直し」
講師：全国手をつなぐ育成会連合会 又村あおい氏

県内外より 110 名の参加者が集まった午前中は、法律の内容について又村氏にわかりやすくお話いただきました。

総合支援法の見直しとしては、障害者の高齢化・重度化「親亡き後」も見据えて、地域で安心して住み続けられるよう、平成 30 年 3 月までに地域生活支援拠点の整備が必要とされ、限られた予算の中でおこなうためには、皆で知恵を出し合いながら、何にどれくらい困っているのか具体的に行政へ発信する必要があると述べられました。

また、平成 30 年 4 月からの総合支援法の改正に伴い、新しいサービスの一つとして「共生型」（障害福祉サービスの事業所内で介護保険サービスを受けられる仕組み）が検討されており、65 歳からの介護保険への移行は原則優先ではありますが、通いなれた場所で引き続きサービスを受けられることになれば、本人の安心へとつながると思います。今後、制度が変わっても、本人に寄り添った支援が受けられるよう制度を上手く使っていくことが大事であると結ばれました。



又村 あおい氏

テーマⅡ 事例研究「知的障害者へのより良い意思決定支援について」
講師・北九州市手をつなぐ育成会 松崎 貴之氏



松崎 貴之氏

「どんなに重い障害があっても、本人の意思を尊重することが大事」とはわかっているが、具体的にどのような取組みをすべきか、平成 24 年度からの事業所での実践をたどりつつ、お話いただきました。

まず、知的障がい者の「自分の主張を伝えるのが難しい」特性、「本人が決定出来ることは日常に多くある」ことを認識。しかし一方で、「自己決定しないことも尊重される必要がある」。健常者でも、個人の希望より道徳観や社会通念が優先されることがある、というお話に「なるほど」と思いました。

さらに、本人と支援者の会話形式の相談具体例を挙げ、「説得的」「リスク」という 2 タイプのコミュニケーション法が紹介され、支援者が「こちらを選んでほしい」という誘導的な手法は一見良くないようだが、本人の利益のためには支援として間違っていないのでは、ということで、支援の難しさも感じました。

また、事業所では「わかりやすく情報提供」「複数の人間で関わる＝一人の固定観念や価値観に捉われない」「何でも言える信頼関係」「失敗しても満足できる体験」といったポイントを踏まえ支援した事例を、アンケートで集約、課題も多く見つかり、支援の事例検討会も実施、支援者の意識向上に役立てているそうです。今後も本人の「意思を伝える」場面を多く設定するなど、「意思決定」への支援は本人と支援者双方の経験の積み重ねが必要ですが、どんな場面でもそれが当然になる日が来ると良いなあと思いました。

テーマⅢ 意見交換「親から見た自己決定」グループワーク

最後は4人ずつでグループになり、テーマごとにメンバーを1人ずつ入れ替え、話題を拡散させる、ワールド・カフェ形式の話し合い。「今なぜ意思決定支援が話題に?」「ご本人が変わったと思えた支援は?」「本人の意思と支援者にジレンマが生じたとき大切にすることは?自己決定とはどんなこと?」の3つのテーマで各グループが活発に意見交換。「相談したいと思える環境作りがスタートライン」「本人の発信能力より支援者の受信能力」といったキーワードにうなずきつつ、「正解はわからないが、障がいの程度に関わらず、支援者が常に本人の意思を意識して、『選べる』『決められる』ことに満足できる生活」を考える良い機会になりました。



平成28年度役員研修会に参加して

長崎慈光園手をつなぐ育成会 会長 寿福 薫

東彼杵郡川棚町にある社会福祉法人長崎慈光園の保護者(会員)で組織された育成会です。親の会から育成会に名称変更して4年目を迎えます。会員には、各事業に対して「参加型を目指していきましょう」と積極的に参加を働きかけ7名の会員が参加しました。

午前の部、全国手をつなぐ育成会連合会又村あおい氏の「総合支援法3年後の見直し」では、施行されて3年毎に必ず見直しがあり、平成30年3月までは「地域生活支援拠点の整備」、平成30年4月からの「総合支援法の改正」では、高齢化する障害者の介護保険制度の活用は欠かせない生活支援であり、知恵を出さねばならない。支援法見直しの話で、特に高齢化する障害者への支援の考え方や方向性を改めて整理し、継続することの必要性を感じました。

午後の部は、北九州市手をつなぐ育成会松崎貴之氏の「知的障害者へのより良い意思決定支援について」で、意思決定支援がクローズアップされる中、日常的な事でも「面倒くさい」という観念が強く働き、本人の意思を無視していることが多い。「もっともっと意思を尊重しなければならない」と思いました。

意見交換「親から見た自己決定」ではグループ討議になり、本音で話ができ楽しく、結論を出すのは難しいことでしたが、ジレンマは起こっても経験を生かし、本人の人格を尊重しながら、本人の為になっているかどうか、より良い方向への見極め方や導き方が保護者にも求められる大切さを教えられました。

県障害者芸術祭

160人「第九」を熱唱



◇24節気のひとつ雨水にあたる2月18日、シーハット大村さくらホールで県障害者芸術祭が開催されました。歌や踊り太鼓の演奏、ホール前では、障害者の習字・絵画が展示されました。プログラムの最後には障害がある人もない人も約162人がベートーヴェン交響曲「第九」を合唱。暖かい拍手がホール一杯に広がりました。◇長崎交響楽団の指揮をして

くださった三河正典さんは、贈られた花束を合唱に参加した皆さんに手渡されるなど、障害がある人もない人も一緒に創りあげたという感動が伝わる場面もあり、次回も続けていくというエネルギーをもちあふれた障害者の祭典でした。大村育成会の皆さん、実行委員お世話になりました。

「ながさき地域福祉研究会100回記念講演会」が開催されました！

昨年の12月24日、ながさき地域福祉研究会100回記念講演会が開催されました。この地域福祉研究会については以前もお知らせしましたが、平成12年頃、長崎県下の社会福祉法人化したばかりの育成会が、法人として知っておかなければならない法律のことや法人会計のこと等、みんなで集まって研究、研修、そして情報交換しようとして2カ月に1回続けてきた会です。はじめは長崎市と諫早市、佐世保市でしたが、現在は島原市、西海市、そして大村市の加入で、県下6法人がメンバーとなりました。また、職員も支援員部会を立ち上げ、3カ月に1回ですが、利用者支援のことや施設内のシステムのことを課題に、横の連携をしっかりとりながら研究をすすめています。



講演中の吉川かおり先生

その研究会が昨年10月で100回目を迎えることになり記念講演を開催することになりました。講師には、全国手をつなぐ育成会の理事でもある明星大学の吉川かおり先生をお呼びして「可能性をみるために～知的障害の理解と支援～」という題でお話を伺いました。この研修会はいつも行う親御さんたちの為の育成会の研修会と違い、施設を運営する法人として対象を支援する側に置き、現場で一番大切にしている本人支援という視点でお話を聞くことを重点課題としました。吉川先生は「家族支援プログラム」や「障害認識プログラム」の開発者でもあるので、日頃はお母さんたちにそれらのプログラムの研修をしてくださる方ですが、この日は施設長さんや支援員さんたちに本人支援についてのお話をしてくださりました。

知的障害のある人たちは自己肯定感が低く、自己を否定的にとらえがち。親や支援者たちも本人のことを周りで決めてしまったり、いつも子ども扱いにしていないか？と問いかけられました。そして、育成会の本人宣言文などでも有名になった「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」という言葉を掲げ、知的障害のある人たちが、アイデンティティーを自己の中で形成するためには、大人の文化の中で豊かな生活経験広げることこそ重要だというお話がありました。また、そういう大人としての情報を取得するために、色々な場面で理解しやすい情報を提供すること。人それぞれに違うその人の理解度や表現の世界を正しく認識し、その人に合った対応をすることが大事と話されました。

そして、今改めて支援する側の「障害観」「障害者観」を点検し、本人のトライ＆エラーを肯定的に支える支援者となるよう話を括られました。知的障害の人に分かりやすい情報を提供することは合理的配慮でもあり、支援の現場からそして家庭の中でも本人尊重を大切にしていきたいと思いました。



平成 29 年度 長崎県手をつなぐ育成会 事業計画（概要案）

1. 共生社会づくりに向けて

障がいのある人が、地域で暮らしを立てるために私たち育成会は「何を」「どう組立・実現」してきたのでしょうか。障がいが重くても日中活動・住まいの場の確保、余暇活動等、福祉的サービスが十分とはいきませんが「あるサービスを組み合わせるその人らしい生活をつくる」ところまでできています。（手をつなぐ『会のあり方を、いまいちど見直す年に』より。久保厚子会長執筆から引用）

昨年暮れ解散した SMAP のヒット曲『世界で一つだけの花』の歌詞に、「一人一人違う種をもつ」というフレーズがあります。この歌にあるように一人ひとりの違うニーズに適したキメ細かい福祉サービスが利用できるまでには至っていませんが、課題は残しながらも「障害者総合支援法」の見直しなどにみられるとおり、利用しやすい環境は整いつつあります。ただ、一般市民の皆さんにも自然体で参加して頂ける「障害がある人もない人も共に暮らす」という広場が築かれつつあるのか疑問が残ります。自助、共助、公助を意識しながら、親として「やるべきことは何か」を明らかにし、地域の皆さんと協働した力強い歩みをしていきましょう。

2. 他団体との連携を深めるために

「手をつなぐ育成会活動」の中心は「障がいのある人の権利を守る」ことです。その実現のため、種々の活動を組織の事業として取組んでいることは云うまでもありません。

しかし、障害者を支える団体等の連携の中で築かれた『障害がある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例』が示すとおり障害者が暮らすための施策は、障がいの枠を超えた関係機関との連携の中で進展してきました。この連携のパワーは大きなものがあります。障がいのある人が地域で普通に暮らしを求めるには、障がいの垣根をなくした連携が大きな助けとなります。「小さな社会貢献」を積み上げながら、地域力を高める工夫に惜しみない努力を重ねていきましょう。

3. 当事者の表現力を豊かに

2016 年度から始めた『障害のある人の権利擁護・意思決定支援を支える推進会議』は、「障がいがある人も意思決定（自己決定）は適切な支援があればできる」という現実可能な夢を描いて、西海市地区を皮切りに県下 4 か所で地域の福祉関係者の方々にも参加頂き、貴重な意見交換をさせて頂きました。この取り組みは、2017 年・18 年の 3 か年計画にて展開し、どんな支援があれば「本人らしい意思表示が可能になるのか」を求めて、研修・研鑽を重ねます。

もう一つの側面として、九州地区手をつなぐ育成会長崎県大会で注目を集めた「知る見るプログラム」の普及活動に力を注ぎます。このプログラムを活用することで、本人の思い・考えていることを、形として引き出す可能性が生まれます。地域で、あるいは事業所でこのプログラムの活用を組み入れて下さることを願っています。前段で掲げた「意思決定支援」と「知る見るプログラム」の 2 つの取組みを深め本人らしい自己表現力の向上と豊かさを高めていきましょう。

4. 会員の皆さんに

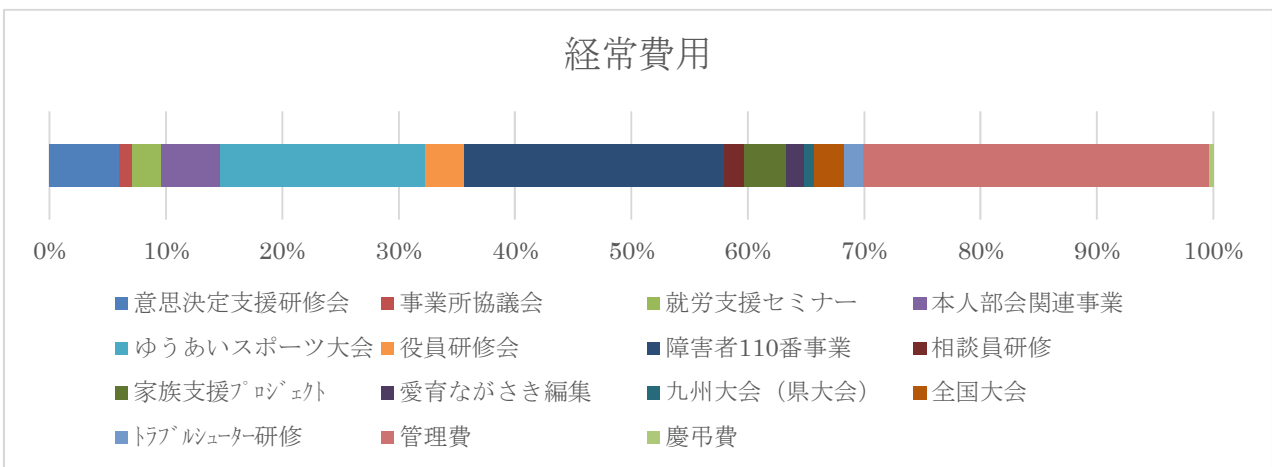
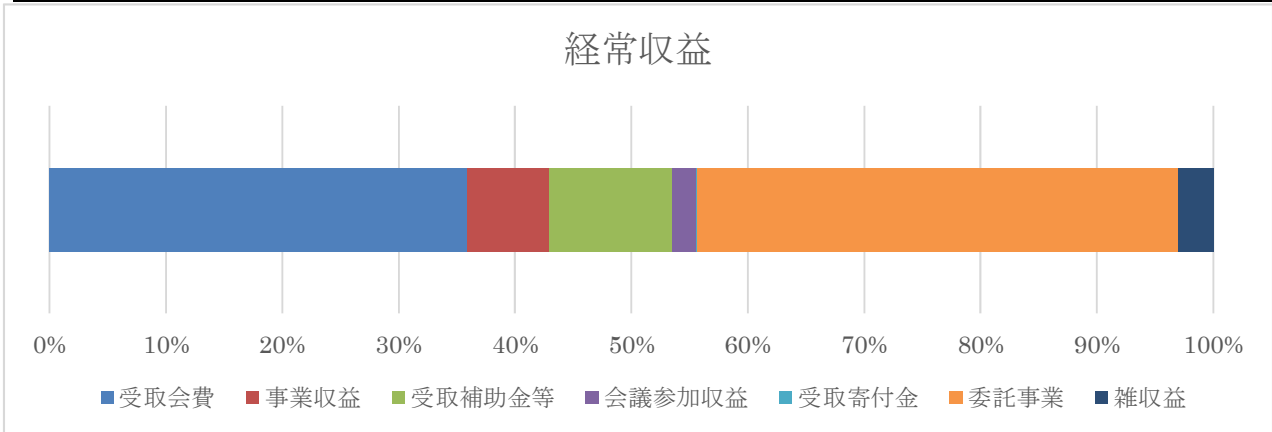
「日々の身近な活動の積重ねが、育成会組織に磨きをかける」ということは、簡単なようで、難しい課題です。そこには、継続していくためのエネルギーが求められるからです。「毎年同じ時期に、長年伝えられた行事を継承」では、育成会に参加する意欲が削がれます。時代や社会背景に沿った育成会活動へと進化させ「若い会員の皆さんを迎える」ために、この一年知恵を絞りましょう。

2016 年度「新聞広告クリエイティブコンテスト」で、優秀賞作品として『言葉がつく嘘』が優秀賞を受けています。（代表者=宇崎弘美氏）受賞作品は、広告紙面の中心に『みんなが言ってたよ！』と表現。「誰かが、してくれる」「役員が」「育成会がしてくれる」ではなく、会員の皆さんの協働作業で育成会活動の大切さを伝えていきましょう。

平成 29 年度 長崎県手をつなぐ育成会 予算(概要案)

単位：円

経常収益		経常費用（事業費ごとに換算）	
受取会費	4,900,000	意思決定支援研修会	813,000
正会員会費	4,200,000	事業所協議会	159,000
賛助会員会費	700,000	就労支援セミナー	340,000
事業収益	965,000	本人部会関連事業	693,000
受取補助金等	1,440,000	ゆうあいスポーツ大会	2,419,000
会議参加収益	286,000	役員研修会	456,000
受取寄付金	10,000	障害者 110 番事業	3,049,000
委託事業	5,644,000	相談員研修	242,000
雑収益	420,000	家族支援プロジェクト	490,000
		愛育ながさき編集事業	210,000
		九州大会（県大会併催）	132,000
		全国大会	345,000
		累犯障害者支援研修(TS)	226,000
		管理費	4,020,121
		慶弔費	50,000
経常収益計	13,665,000	経常費用計	13,644,121



28 年度予算(補正)との比較

28 年度収入 20,593,480 に対して 66%（九州大会抜きの場合 96%）
 28 年度支出 18,190,198 に対して 75%（九州大会抜きの場合 101%）

平成 29 年度 長崎県手をつなぐ育成会 年間計画 (案)

事業等の関係で変更になることがあります。

月	日	曜	活動内容	月	日	曜	活動内容
4	6	木	ゆうあいスポーツ大会名簿校正	9	23	土	第4回全国育成会連合会全国大会 (北海道大会)
	14	金	長崎県育成会事業所連絡協議会		24	日	
	17	月	ゆうあいスポーツ大会最終名簿校正	10	4	水	障害者 110 番無料法律相談(西海市)
	19	水	家族支援部会(諫早市社協)		14	土	意思決定支援研修会(大村・東彼)
	20	木	第1回九育連役員会(佐賀市)		28	土	第18回全国障害者スポーツ大会 (愛媛県)
	25	火	ゆうあいスポーツ大会冊子発送		29	日	
5	17	水	県育成会監査		30	月	
	21	日	第39回ゆうあいスポーツ大会(諫早市多良見町なごみの里運動公園)	11	11	土	意思決定支援研修会(対馬市)
	28	日	第17回県障害者スポーツ大会		17	金	第3回県育成会理事会
6	3	土	第1回県育成会理事会		21	火	障害者 110 番無料法律相談(諫早市)
	6	火	ゆうあいスポーツ大会反省会	12	9	土	知的障害者就労支援セミナー(長崎市)
	17	土	長崎県育成会定期総会・第2回県育成会理事会(長崎原爆資料館)		13	水	障害者 110 番無料法律相談(壱岐市)
7	7	金	知的相談員研修会(県北・佐世保市)	1	20	土	意思決定支援研修会(長与・時津)
	14	金	知的相談員研修会(県南・諫早市)		21	日	長崎県障害者芸術祭(諫早文化会館)
	22	土	本人部会「知る見るプログラム」 研修会(国立諫早青少年の家)		24	水	障害者 110 番無料法律相談(佐世保市)
	23	日			2	1	木
8	20	日	わたぼうしコンサート in2017		9	金	役員研修会(長崎市)
	25	金	第2回九育連役員会(佐賀市)		16	金	第3回九育連役員会(佐賀市)
	26	土	第57回九州地区育成会佐賀県大会		23	金	家族支援フォローアップ講座
	27	日			3	2	金
9	2	土	意思決定支援研修会(島原市)		9	金	第4回県育成会理事会

《長崎県育成会定期総会のお知らせ》多くの方にお越しいただきますようお願いしております

日時 平成 29 年 6 月 17 日(土曜日) 受付 12:30~ 会場 長崎原爆資料館ホール
 次第 13:10~13:40 式典 13:50~14:20 議事
 14:30~14:45 報告事項 14:55~15:55 『ミニセミナー』(内容調整中)
 15:55~16:00 副会長あいさつ・閉会

知的障害児者・自閉症児者のための 生活サポート総合補償制度

(年間掛金) Aプラン: 17,000 円、Bプラン: 23,000 円

入院給付金 個人賠償責任保険金 葬祭費用保険金

死亡・後遺障害・入院・通院・手術の各保険金

2016 年 4 月より 新プラン誕生!!

新プラン(Bプラン)の主な特長は

★入院給付金 2日目から補償

★個人賠償 最高3億円まで補償

★ケガの入院を日額 5,000 円、通院を 3,000 円補償

既往症、てんかん発作など知的障害児者・自閉症児者の方が抱える様々なリスクを補償するために開発された制度です。

パンフレットのご用命は下記事務局または担当代理店へお問い合わせください。



(事務局) ながさき知的障害児者生活サポート協会
TEL: 095-893-5503 FAX: 095-814-1778

(担当代理店) ジェイアイシー九州
TEL: 092-791-7561 FAX: 092-791-7562

無料法律相談について

障害者 110 番事業として、大村さくら法律事務所の曾場尾雅宏弁護士に依頼して、県下 5 か所で「無料法律相談会」を行ないました。

No.	会 場	相 談 日	担 当
1	大村市中央公民館第 6 会議室	29.2.1 (水)	大村市育成会
2	島原市福祉センター	29.2.14 (火)	島原市育成会
3	松浦市中央公民館	29.2.22 (水)	松浦市育成会
4	新上五島町総合福祉センター	29.3.1 (水)	新上五島町育成会
5	波佐見町総合文化会館第 3 研修室	29.3.15 (水)	波佐見町育成会

- ※ 13:00 ~ 14:00 成年後見及び遺言について 講話
- 14:00 ~ 14:30 質疑応答
- 14:30 ~ 18:00 個別相談（相談が終了次第解散）

曾場尾弁護士に依頼して 3 年、福祉関係に親身に携わって頂いている弁護士の話はわかりやすいという評判です。各会場における質問に対しても、その場でできるアドバイスは即座に回答され、参加された方々は、スッキリして帰られています。なお、個別相談については、弁護士との 1 対 1 の相談ですので、その「守秘義務」は固く守られています。

今年度から、曾場尾弁護士の提案で、各育成会の参加者との懇親会を開いています。懇親会における意見交換は、様々な内容で、お子さんの様子や、保護者の思い、学校の先生や地域の方々との交流のひとつまなど多岐にわたって楽しいひと時となっています。なかには、育成会の先輩の活動の内容や印象、今後の育成会の方向性についての話し合いなども交わされました。高齢化する障害者、保護者の将来を見据えると、成年後見制度の趣旨は理解できるが、実際問題として、差し迫った状況がないと、金銭面や手続き面で成年後見制度はハードルが高く、踏み出せないのも現実です。金銭管理、病院などの身元引受人、看取り、葬儀、納骨まで面倒を見てくれる施設や、団体があれば、成年後見制度より身近で、頼りになるのではないかと。そういう提案も、曾場尾弁護士から各育成会に投げかけておられます。

これまでの 3 年間で、県下の育成会を一巡しました。来年度は、10 月～2 月にかけて、毎月 1 回ずつ、西海市、諫早市、壱岐市、佐世保市、五島市育成会を対象に実施を計画します。（P 6 参照）内容は検討中ですが、皆さんの要望に答えられるように曾場尾弁護士とともに話し合って決めたいと考えています。個別相談は、テーマにとらわれず、民事上のトラブル、消費者問題、成年後見、相続・遺言などなんでも結構です。





◆情報提供“愛育ながさき”は「新しい情報を可能な限り早く」を目標に、年間4回程度発行。数年前より広報部（部長 谷副会長）を設け、わかりやすく「何を伝えるのか」編集委員会で熱心に議論。何処まで、解りやすい情報を提供できているか心配ではある。◆もう一つの手法として、「情報提供のスピード化を図りたい」を掲げ、ネットを活用した“ホームページ”の開設も試みている。開設して約2年が経過。スマートホンの普及で、各イベント等の拡散が図れるものと。欲張りな読みをしてきたところであるが、アクセス数から見ると今一歩というところ。障害者団体にとって広報活動の中心は、「共生社会の実現を一日も早く」を目標に掲げ、最も重視している取り組みである。一方、中立性を保つためには、情報が偏らないよう情報発信を心がけているところ。◆街路路樹として人気のある「ケアキ」「クロガネモチ」は、道路側に飛び出した枝を切り取ると、腐食を防ぐために数年要するが、樹木自身の生命力が働き、切口を樹皮で覆う。幹を観察すると、コブを見つけることができるが、昔枝打ちされた痕跡である。手をつなぐ育成会活動にも、長い間には多くの困難な課題が立ちはだかってきた。その都度、会員同志の意思疎通が図られ、先人たちの知恵を結集して傷口をつくることなく乗り越え、今日を迎えることができている。何か、樹木が自己防衛する力を有しているところと、共通するものがあるのではとったりしている。◆先日、末期に近い人をお見舞いする機会があった。開口一番「僕は、見守られる人になった」「見守る人でいたかったが、ちょっと残念」と。人は、「いつまでも支える人でいたい」とい願望が強く、「見守られる人」にはなりたくないし、ならないという自信過剰なところがある。◆手前勝手なおもいが「成年後見制度」を利用しなくても大丈夫という過信に繋がっているのではないかと。確かに、成年後見制度の利点・欠点は種々ある。この制度の見直しは、「成年後見制度促進法」（2016年5月施行）が議員立法で成立したが、「本人の意思をどう組み込むか」は中央審議会で議論が始まったところである。この議論の成果に期待したい。（甲田 記）



「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）に関しての教育・福祉・労働等々の諸施策を中心に、全日本手をつなぐ育成会が編集・発行している月刊誌です。文字どおり、全国の仲間が「手をつなぐ」ために役立つ情報誌です。年間3,800円 B5版48ページ

（平成29年4月号から年間3,900円）

長崎県手をつなぐ育成会までご連絡ください。

申込みは TEL 095-846-8730 FAX 095-846-8738 へ

特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。 広告

ぜんちの
こども傷害保険

個人賠償 弁護士費用 ケガ入院・通院

- ◎ 個人賠償責任補償
- ◎ 権利擁護費用補償 (弁護士費用)
- ◎ ケガでの入通院保障



特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、障がい児のための専用保険です。知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、事故や虐待被害などからお守りし、安心した学校生活を送っていただけます。

詳しい資料のご用命は、下記代理店にお願いいたします。

○取扱代理店

有限会社 トータルサービス(担当:向井)
TEL 095-832-2430 FAX 095-832-2580
〒850-0033 長崎市万才町6-35 三井生命長崎ビル5階

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032
東京都千代田区岩本町3丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階
<http://www.z-kyosai.com/>

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。